

## 第527回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和6年6月7日（金）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 福島・茨城相互入会漁業許可の短縮、制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第2号議案 茨城県資源管理方針の一部改正について（諮問）

第3号議案 まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

6 報告事項

(1) かじき釣り（トローリング）大会実施について

(2) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について

(3) 児童の釣り体験に係る特別採捕許可について

7 その他

8 閉 会



漁諮問第1号

茨城海区漁業調整委員会

茨城・福島相互入会の下記漁業に係る許可の有効期間は、令和6年8月31日をもって満了となるが、当該許可の更新にあたっては、別記のとおり、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第16条第1項に定める許可の有効期間を短縮するとともに、同規則第12条第1項及び第5項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を定めたいので、同規則第16条第2項並びに同規則第12条第3項及び第5項の規定により意見を求める。

令和6年5月31日

茨城県知事 大井川 和彦



記

- 1 小型機船底びき網漁業のうち板びき網漁業
- 2 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料板びき網漁業
- 3 機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業
- 4 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業
- 5 機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業
- 6 せん・かご漁業のうちあなごせん漁業
- 7 せん・かご漁業のうち沿岸かご漁業



(別記)

令和6年8月31日に許可の有効期間が満了する茨城・福島相互入会海域で操業する福島県の漁業者に対する知事許可漁業の許可について、当該海域における水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図るため、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第16条第1項の規定により5年と定められている許可の有効期間を3年に短縮するとともに、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

なお、当該相互入会漁業に係る知事許可漁業の内容については、令和6年5月21日に開催された、茨城・福島連合海区協議会において合意がなされたものである。

## 「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可をすべき期間を次のように定める。

## 第1 小型機船底びき網漁業（県外船）

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

下表のとおり

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

## (3) 船舶の総トン数

下表のとおり

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

## (5) 操業区域

下表のとおり

## (6) 漁業時期

下表のとおり

## (7) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、かつ、福島県知事から当該漁業の許可を受けた者

漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）	16隻	5トン以上 15トン未満	漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域のうち日立市日立鉾山大煙突中心点（北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	9月1日から翌年6月30日まで

その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）	30 隻	5 トン未満	漁業の許可及び取締り等に関する省令第 75 条第 2 項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和 2 年農林水産省告示第 2235 号）第 2 の表の第 5 号の項の上欄に掲げる海域のうち北茨城市磯原町天妃山頂（北緯 36 度 47 分 43 秒）から 90 度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸 11,000 メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
-----------------------------	------	--------	---	-------------------------

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 8 月 1 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第 14 条第 1 項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

板びき網漁業

- ① 他の漁業の妨害をしてはならない。
- ② 船舶のブリッジをはち巻状で 5 センチメートル幅に朱色で 2 本塗装しなければならない。

自家用餌料板びき網漁業

- ① 当該漁業で採捕したものは、販売してはならない。
- ② 当該漁業で使用できる網具の浮子網の総長は、20 メートル以内とする。
- ③ 1 航海で採捕できるえびの最高限度は、20 キログラム以内とする。
- ④ 船舶のブリッジをはち巻状で 10 センチメートル幅に朱色で塗装しなければならない。

第 2 機船船びき網漁業（県外船）

- (1) 漁業種類  
下表のとおり
- (2) 許可等をすべき船舶等の数  
下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数  
下表のとおり
- (4) 推進機関の馬力数  
漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号）別表の規定による馬力数以下
- (5) 操業区域  
下表のとおり
- (6) 漁業時期  
下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有し、かつ、福島県知事から当該漁業の許可を受けた者

漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期
しらすひき網漁業	59隻	7トン未満	高萩市高戸鼻突端（北緯36度43分11秒）から90度の線以北の茨城県海面	3月1日から12月31日まで
さよりひき網漁業	80隻	1トン以上7トン未満		12月1日から翌年4月30日まで
おきあみひき網漁業	100隻	1トン以上15トン未満	(C海域 7トン未満船) 日立市日立鉾山大煙突中心点（北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	2月11日から7月31日まで
			(D海域 板びき網許可船) 日立市日立鉾山大煙突中心点（北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒）から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月1日から令和6年8月1日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。  
(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

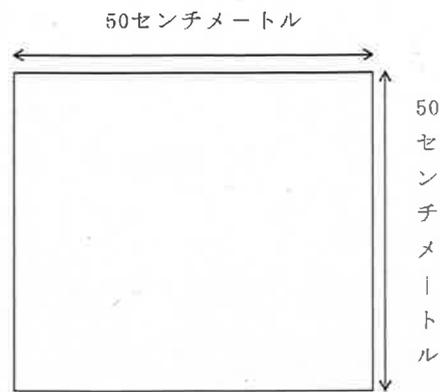
しらすひき網漁業

- ① 夜間操業を禁止する。
- ② 共同漁業権の内容になっている漁業の操業を妨害してはならない。
- ③ 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ④ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に黄色で塗装しなければならない。

さよりひき網漁業

- ① 本漁業に使用できるひき網の長さは、それぞれ45メートル以内、漁網の目合は2.75センチメートル以上とする。
- ② 一本釣漁業、はえなわ漁業、たる流し漁業、まき網漁業、しらすひき網漁業及び共同漁業権の内容となっている漁業の妨害をしてはならない。
- ③ 3隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ④ 本漁業の操業中は、別記様式の標識を掲げなければならない。
- ⑤ 2月11日から4月30日までは、距岸（防波堤は海岸線とみなす）1,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- ⑥ 漁港及び港湾の内部並びにその入口周辺において操業してはならない。
- ⑦ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に青色で塗装しなければならない。

別記様式 (標識)



標識は黄色布地の旗を船橋上1メートル以上の高さに掲げる。

おきあみひき網漁業

(C海域 7トン未満船)

- ① 共同漁業権の内容となっている漁業の操業を妨害してはならない。
- ② 操業時間は、日の出から日没までとする。
- ③ 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ④ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に緑色で塗装しなければならない。

(D海域 板びき網許可船)

- ① 操業時間は、日の出から日没までとする。
- ② 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ③ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に緑色で塗装しなければならない。

第3 せん・かご漁業 (県外船)

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準 (昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号) 別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、かつ、福島県知事から当該漁業の許可を受けた者

漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の 総トン数	操業区域	漁業時期

あなごせん漁業	12 隻	15 トン未満	北茨城市小野矢指（塩田川河口：北緯 36 度 45 分 27 秒）から 90 度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
沿岸かご漁業			北茨城市小野矢指（塩田川河口：北緯 36 度 45 分 27 秒）から 90 度の線以北の海域のうち茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸 2,000 メートルから 8,000 メートルまでの茨城県海面	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 8 月 1 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第 14 条第 1 項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

あなごせん漁業

- ① 総トン数 5 トン未満船舶が使用できるせんの数は、400 個以内とする。
- ② 総トン数 5 トン以上 15 トン未満船舶が使用できるせんの数は、500 個以内とする。
- ③ 漁具の敷設中は、漁具の両端に別記様式 1 の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

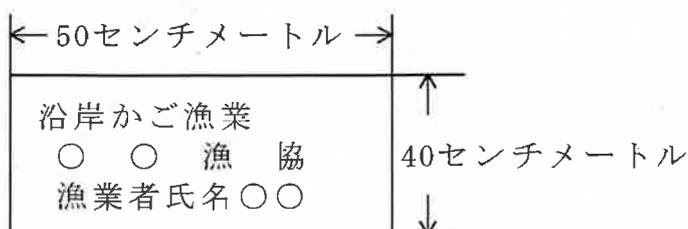
沿岸かご

- ① 総トン数 5 トン未満船舶が使用できるかごの数は、400 個以内とする。
- ② 総トン数 5 トン以上 15 トン未満船舶が使用できるかごの数は、500 個以内とする。
- ③ 漁具の敷設中は、漁具の両端に別記様式 2 の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

別記様式 1（標識）



別記様式 2（標識）



## 許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

### 第1 小型機船底びき網漁業（県外船）、機船船びき網漁業（県外船）、せん・かご漁業（県外船）

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

茨城・福島連合海区協議会 (R6.5.21開催 於：福島県いわき合同庁舎) 合意に基づく相互入会漁業許可

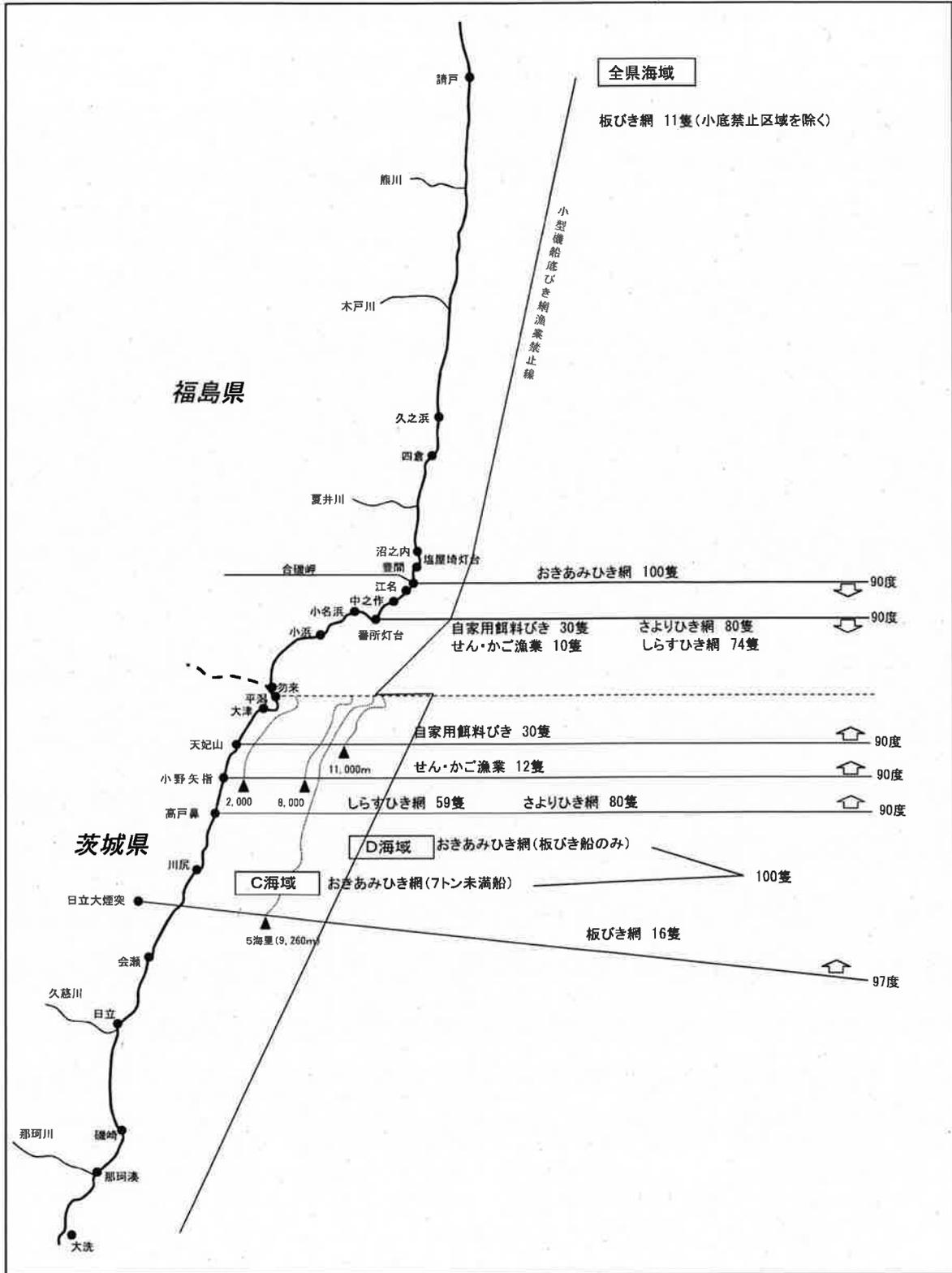
有効期間：令和6年9月1日～令和9年8月31日

漁業種類	茨城県船⇒福島県海面					福島県船⇒茨城県海面				
	入会枠(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考	入会枠(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考
小型機船底びき網漁業 (板びき網)	11		9月1日～ 翌年6月30日	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面		16		9月1日～ 翌年6月30日	漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件(令和2年農林水産省告示第2235号)第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域のうち日立市日立鉱山大煙突中心点(北緯36度37分28秒,東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面	
小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網)	30		平潟・大津地区 1月1日～9月30日 その他の地区 5月1日～9月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面		30		11月1日～ 翌年6月30日	北茨城市磯原町天妃山頂(北緯36度47分43秒)から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	
機船船びき網漁業 (しらすひき網)	74		3月1日～ 12月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面(次の基点、点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く) 基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川 川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点		59		3月1日～ 12月31日	高萩市高戸鼻突端(北緯36度43分11秒)から90度の線以北の茨城県海面	船舶総トン数の上限を7トン未満とする
機船船びき網漁業 (さよりひき網)	80		12月1日～ 翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面		80		12月1日～ 翌年4月30日	同上	同上
機船船びき網漁業 (おきあみひき網)	100		2月11日～ 7月31日	合磯岬(北緯36度58分23秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面		100	C海域 D海域	2月11日～ 7月31日	C海域(7トン未満船) 日立市日立鉱山大煙突中心点(北緯36度37分28秒,東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面 D海域(板びき網許可船) 日立市日立鉱山大煙突中心点(北緯36度37分28秒,東経140度37分46秒)から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	
せん・かご漁業 (どう漁業)	10		7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面		12		7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指(塩田川河口)(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面 《沿岸かご漁業》 北茨城市小野矢指(塩田川河口)(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の海域のうち距岸2,000mから8,000mまでの間の茨城県海面	

- 方位は真方位
- 許可の有効期間は3年とする
- 漁業種類ごとの入会枠数については、操業隻数と許可数との差を見ながら枠数の検討を図っていく
- 中型まき網漁業については、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号により、福島県知事が許可をすることができる船舶等の数が「0隻」、茨城県知事が許可をすることができる船舶等の数が「2隻」となったことから、相互における入会漁業許可が成立しないため、福島・茨城連合海区協議会の協議内容から除外する。今後、当該漁業における農林水産省告示において福島県・茨城県の相互入会が可能になった際には、改めて協議することとする
- 番所灯台の所在地について、地番の表記に錯誤があったため、正しい表記に修正する
- 小型機船底びき網漁業(板びき網)の福島県船の茨城海域での操業区域について、漁業法改正により準拠法令の名称を修正する

茨城・福島 相互入会漁業操業区域概念図

有効期間: 令和6年9月1日～令和9年8月31日



# TAC管理について

茨城県農林水産部漁政課  
調整・漁船G

## TAC魚種

### 現行(R6年6月まで)8種

種類	全国 報告値			茨城県(知事管理区分)		
	漁獲可能量	採捕数量	消化率	配分量	採捕数量	
さんま 【R5.1~12】	118千トン	24千トン	20%	-	0.0トン	
すけとうだら(太平洋) 【R5.4~R6.3】	170千トン	42千トン	25%	現行水準 目安量10トン未満	0.2トン	
まあじ 【R5.1~12】	152千トン	89千トン	59%	現行水準 目安量100トン未満 (R6管理年度)	17.8トン	
まいわし(太平洋) 【R5.1~12】	922千トン	584千トン	63%	現行水準 目安量10トン未満 (R6管理年度)	0.0トン	
まさば及びごまさば(太平洋) 【R5.7~R6.6】	510千トン	68千トン	13%	現行水準 目安量449トン	18.9トン	
するめいか 【R5.4~R6.3】	79千トン	14千トン	18%	現行水準 目安量104トン	16.5トン	
ずわいがに(太平洋北部) 【R5.7~R6.6】	20トン	0トン	0%	-	0.0トン	
くろまぐろ 【大臣R6.1~12】 【知事R6.4~7.3】	大型魚	6,736.7トン	282.8トン	4%	6.2トン	0.0トン
	小型魚	3,243.2トン	104.9トン	3%	23.9トン	1.46トン

現行水準

数量配分

<追加> R6年7月から まだら本州太平洋北部系群(今回諮問)  
R7年1月から かたくちいわし太平洋系群(予定)  
R7年4月から ぶり(予定)

## 漁業法改正と資源管理

### <背景>

- ・漁業生産量の長期的な減少傾向
- ・水産資源を適切に管理し、持続的に利用することが重要
- ・「インプットコントロール」や「テクニカルコントロール」の限界（船舶の隻数及びトン数の制限や漁具、漁法、漁期等）
- ・TAC(漁獲可能量)による数量管理を基本化 (R2～ 施行)

### <資源管理における主な変更点>

- ・資源評価対象種 : 50種 → 200種
- ・TAC魚種 : 8種 → 漁獲量ベースで8割
- ・自主的な資源管理 : 資源管理計画 → 資源管理協定  
(国や県が認定)

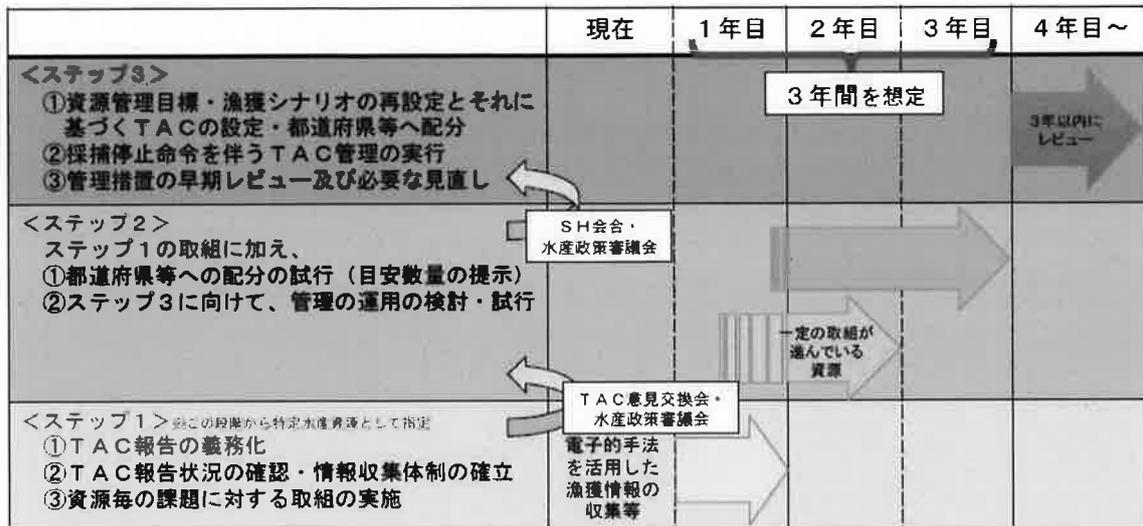
## TAC魚種拡大 検討進捗状況

令和6年6月7日時点(本県に關係する魚種)

水産資源	資源評価 結果の公表	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー(SH) 会合	TAC導入
カタクテイワシ 太平洋系群	令和3年9月30日	令和3年11月29日	第1回 令和4年3月28日 第2回 令和5年3月7日 第3回 令和5年9月22日 第4回 令和6年4月24日	令和7年1月から <u>ステップ1</u> (予定) ※令和6年1月から任意 報告開始
ブリ 全国1系統	令和4年1月28日	令和4年7月11日	第1回 令和5年10月11日 第2回 令和6年3月19日	令和7年4月から <u>ステップ1</u> (予定) ※令和6年7月から任意 報告開始
マダラ 本州太平洋北部系群			第1回 令和5年3月23日 第2回 令和5年8月7日	令和6年7月から <u>ステップ1</u>
ヤナギムシガレイ 太平洋北部系群	令和3年12月24日	令和4年3月17日	今後開催	
サメガレイ 太平洋北部系群			今後開催	
ヒラメ 太平洋北部系群	令和4年12月23日	令和5年4月24日	今後開催	

## TAC管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ①）

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）



## TAC管理の柔軟な運用について

- TAC管理は、年間の漁獲可能量を定めて資源管理を行うものであるが、資源の有効活用を図るためにも、資源の特性や漁業の実態を踏まえて柔軟な運用をすることが重要。
- このため、現在、以下の運用を実施しているところであり、引き続き、より良いTAC管理を実現するための手法を検討していく。

### 1. 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応

- 国の留保からの迅速な配分（75%ルール）、枠の融通、翌年度からの繰入（マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群）、大量来遊ルール（スケトウダラ太平洋系群）等

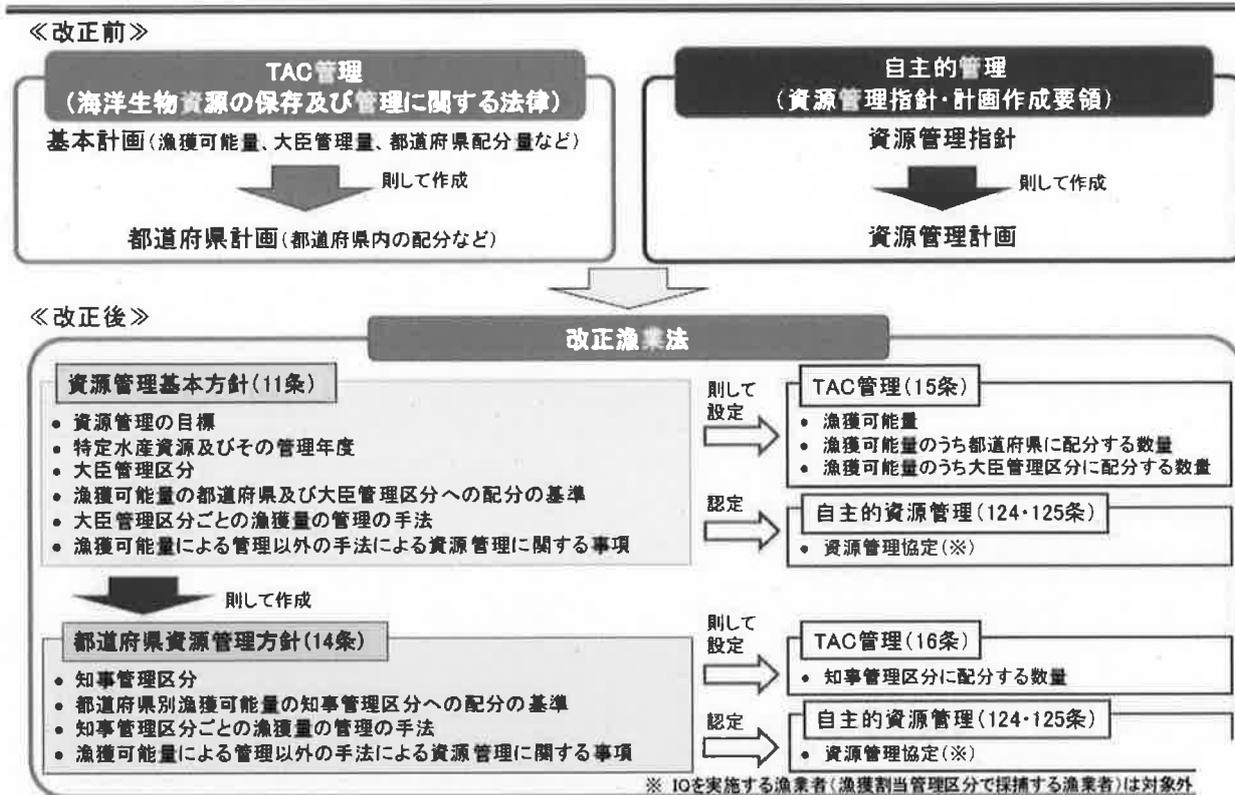
### 2. TAC管理導入当初の柔軟な運用

- TAC管理のステップアップ

### 3. 漁業実態等も考慮した暫定的な目標の設定

- 資源の利用実態等を基に、資源管理に影響のない範囲で、暫定的な目標を検討  
（カタクチイワシ対馬暖流系群、マダイ日本海中西部・東シナ海系群）

## 改正漁業法における資源管理



## 資源管理方針とTAC

「資源管理方針の変更(対象魚種の追加等)」や  
「知事管理の漁獲可能量設定(毎年)」を行う場合

⇒ **海区漁業調整委員会における審議が必要** ※漁業法第14条及び第16条

### 手続きの流れ

#### ① 資源管理方針の変更

まだら本州太平洋北部系群の追加について諮問 (第2号議案)



#### ② TAC配分の決定

7月から管理年度が始まるまさは・ごまさは太平洋系群と  
まだら本州太平洋北部系群の配分決定について諮問 (第3号議案)



事務連絡  
令和6年6月3日

関係都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室長

### ブリにおける漁獲量等の任意報告について

平素より水産行政の推進にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和6年3月19日に開催されたブリに係る第2回資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)におきましては、関係者による意見交換の結果、令和7年4月1日からTAC管理のステップアップのステップ1を開始することとなりました。

また、それまでの間についても、可能な範囲で漁獲量等に係る情報収集を行うこととし、具体的には、令和6年7月から、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第30条に基づく漁獲量等の報告に準じた方式により、任意の漁獲報告を実施していただくこととなりました。

このことを踏まえ、本年5月15日の都道府県担当者会議で、別添資料によりご説明したところですが、令和6年7月以降、下記により漁獲量等の報告をしていただきたく、漁業関係者への周知及び指導を含め、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 貴都道府県において、ブリを採捕した者に対し、法第30条第1項に基づく漁獲量等の報告に準じた方式による、漁獲量等の報告の協力を求める。
- 2 貴都道府県は、上記の報告等を取りまとめ、法第30条第2項に基づく漁獲量等の報告に準じた方式により、水産庁に報告する。

また、貴都道府県等の中には、現在、情報システムを通じ、ブリの漁獲量等に係る情報を収集するにあたり、併せてブリの魚体重・尾数・または成長段階に応じた銘柄の情報も入手されている事例があります。

これらの情報については、資源評価の高度化に必要なものであるため、現在、国及び試験研究機関において、漁業者を始めとした関係者の皆様に負担をかけないよう、どのように効率的に情報収集を行い、また活用していくのかを検討しているところです。

後日、この検討結果についてお示しし、御意見を伺う予定としておりますので、併せてお知らせいたします。

以上



資料No. 2-1

漁諮問第2号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第8項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和5年茨城県告示第1016号）を別紙のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項に基づき意見を求める。

令和6年6月6日

茨城県知事 大井川 和彦



#### 諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和 6 年農林水産省告示第 1099 号）において、まだら本州太平洋北部系群の具体的な資源管理方針を定めたことから、茨城県資源管理方針の該当部分の追加等を行うものである。

茨城県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が重要な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるも

のとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第6 その他資源管理に関する重要事項

##### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

## 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

- 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-8 まだら本州太平洋北部系群」までに、それぞれ定めるものとする。
- 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙 2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙 2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 5 号で定める漁業のうち総トン数 5 トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条第 3 項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1 の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年 (主漁期: 10 月から 12 月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超越のおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 大津くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年 (主漁期: 10 月から 12 月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能

量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

### 3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

### 4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

定置漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

### 5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域  
中西部太平洋条約海域
  - ② 対象とする漁業  
久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
  - ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：10月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
  - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から3日以内
- 6 久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域  
中西部太平洋条約海域
  - ② 対象とする漁業  
久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
  - ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：10月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
  - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から3日以内
- 7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域  
中西部太平洋条約海域
  - ② 対象とする漁業  
磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

- ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：10月から12月）
- (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
  - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
  - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から3日以内
- 8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
    - ① 水域  
中西部太平洋条約海域
    - ② 対象とする漁業  
那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
    - ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：9月から12月）
  - (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
    - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
    - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から3日以内
- 9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
    - ① 水域  
中西部太平洋条約海域
    - ② 対象とする漁業  
大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
    - ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：10月から12月）
  - (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報

告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から 3 日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域  
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業  
鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から 3 日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域  
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業  
はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間  
周年（主漁期：11 月から翌年 1 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

#### ① 水域

中西部太平洋条約海域

#### ② 対象とする漁業

1 から 11 の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業

#### ③ 漁獲可能期間

周年

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

#### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

#### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95%を平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を500キログラムとし、配分数量が500キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて

判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ (大型魚) 漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行う

ものとする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻(認可含む)を上限とする。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 定置漁業 周年

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ はえ縄漁業

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ はえ縄漁業 周年

ウ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まだら漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県まだら漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

この場合における板びき網漁業に係る漁獲努力量の上限は、許可隻数を現状の24隻(認可含む)を上限とする。

また、はえ縄漁業については、当該漁業の操業実態等を勘案して、ステップ3の取組を開始するまでに、漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

以下、省略

(別紙2-1-1) ひらめ太平洋北部系群

(別紙2-1-2) やなぎむしがれい太平洋北

(別紙2-1-3) さめがれい太平洋北

(別紙2-1-4) ぶり

(別紙2-1-5) いかなご太平洋北部 (こうなご、めろうど)

(別紙2-1-6) まだい茨城県海域

(別紙2-1-7) しらいとまきばい茨城県海域 (べー貝、つぶ貝)

(別紙2-1-8) ちょうせんはまぐり茨城県海域 (鹿島灘はまぐり)

(別紙2-1-9) うばがい茨城県海域 (ほっきがい)

(別紙2-1-10) えぞあわび茨城県海域

(別紙2-2-1) わかさぎ霞ヶ浦北浦海区 (別紙2-2-2) しらうお霞ヶ浦北浦海区

(別紙2-2-3) てながえび霞ヶ浦北浦海区

茨城県資源管理方針の変更に係る 新旧対照表

変更 (案)	現行方針
<p>茨城県資源管理方針 第1から第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 まだら本州太平洋北部系群」までに、それぞれ定めるものとする。 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1) ~ (別紙1-7) (略)</p> <p>(別紙1-8)</p> <p>第1 特定水産資源 まだら本州太平洋北部系群</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 茨城県まだら漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 水域 ②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 ア 板びき網漁業 イ はえ縄漁業</p>	<p>茨城県資源管理方針 第1から第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びびごまざば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1) ~ (別紙1-7) (略)</p> <p>(新設)</p>

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ はえ縄漁業 周年

ウ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まだら漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県まだら漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

この場合における板びき網漁業に係る漁獲努力量の上限は、許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

また、はえ縄漁業については、当該漁業の操業実態等を勘案して、ステップ3の取組を開始するまでに、漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討し、定める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙2-1-1）～（別紙2-2-3）（略）

（別紙2-1-1）～（別紙2-2-3）（略）



漁諮問第3号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和6年6月7日

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群に関する令和 6 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

## 記

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

### 第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量

現行水準 目安数量 226 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

茨城県まさば及びごまさば漁業に全量を配分する。

### 第 2 まだら本州太平洋北部系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量

6,060 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

茨城県まだら漁業に全量を配分する。

茨城県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

## 記

## 令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.08%	226
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			



ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群	6,060 トンの内数	—	
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

表 「まさば及びごまさば太平洋系群」(本県管理分)の漁獲可能量と実績

(単位:トン)

管理年度 <sup>※1</sup>	R2	R3	R4	R5	R6
漁獲可能量 <sup>※2</sup>	若干	現行水準 目安数量 524	現行水準 目安数量 448	現行水準 目安数量 449	現行水準 目安数量 226
実績	253	133	27	80 <sup>※3</sup>	

※1 7月から翌年6月まで

※2 「若干」:採捕の数量が前年の漁獲実績程度とするもの。(旧法管理)

「現行水準」:現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。目安数量が示される。

※3 令和6年4月分まで

2024年1月19日公開



## マサバ (太平洋系群)

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年(7月~翌年6月)の数値を示す。

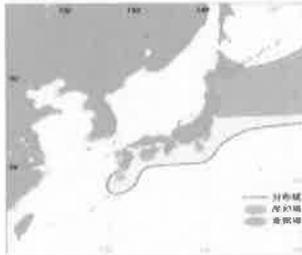


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

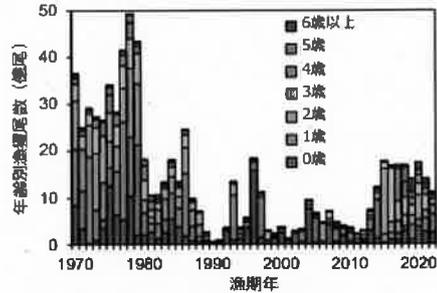


図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2015~2020年漁期は2歳以上の割合が増加していた。2021年漁期以降は再び0、1歳魚が主体となっている。

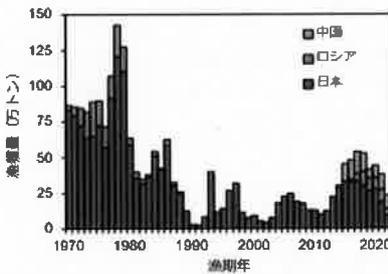


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降に増加傾向、2021年漁期以降に減少傾向を示し、2022年漁期は9.5万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2022年漁期のロシアによる漁獲量は4.4万トン、中国による漁獲量は9.7万トンであった。

### 将来の親魚量 (万トン)

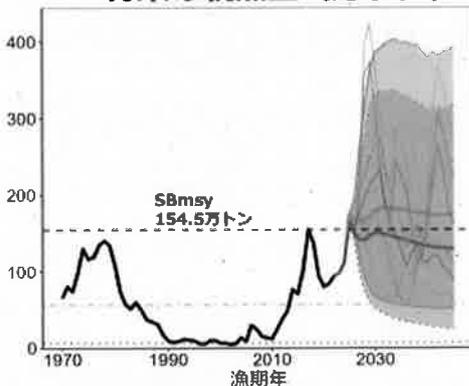
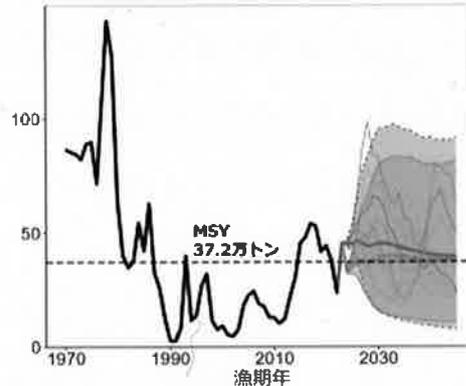


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

$\beta$ を0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値を上回り、漁獲量の平均値はMSY付近で推移する。

### 将来の漁獲量 (万トン)



漁獲管理規則に基づく将来予測 ( $\beta=0.9$ の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果(1万回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値

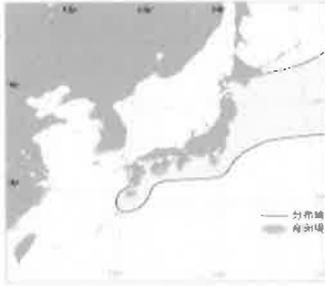
----- 漁獲管理基準値

..... 禁漁水準

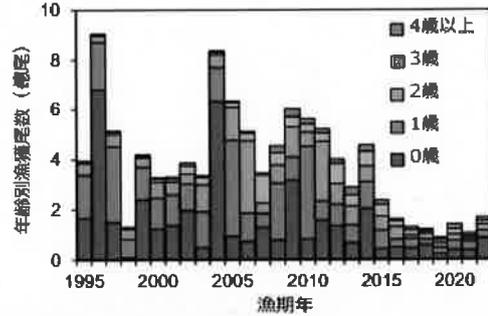


# ゴマサバ (太平洋系群)

ゴマサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

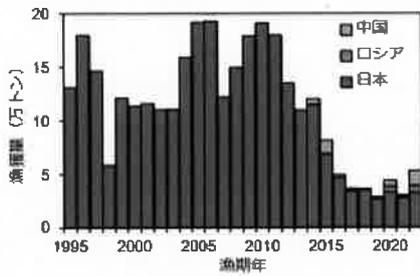


**図1 分布図**  
分布の中心は日本の太平洋側。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。



**図3 年齢別漁獲尾数の推移**

年変化が大きいものの1、2歳魚が主体である。また、加入が良好な年級群（1996、2004、2009年漁期）が出現すると、その年級群が0、1歳魚として大量に漁獲される特徴が見られる。

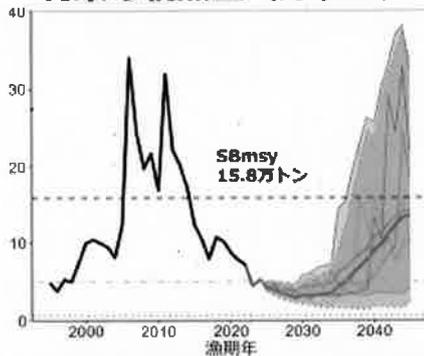


**図2 漁獲量の推移**

日本の漁獲量は、2005～2011年漁期は高い水準で推移していたが、2012年漁期以降、減少傾向を示し、2022年漁期は3.3万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2022年漁期のロシアによる漁獲量は0.6万トン、中国による漁獲量は1.4万トンであった。

## 近年の低水準の加入が2023年漁期以降も継続する場合

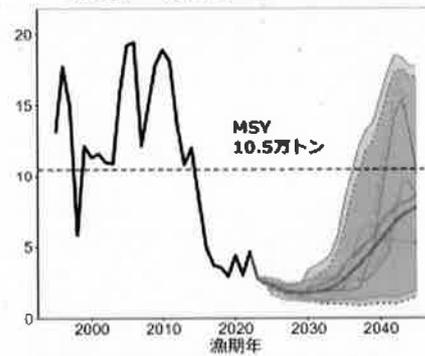
**将来の親魚量 (万トン)**



**図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)**

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 $\beta$ を0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値、漁獲量の平均値ともに緩やかに増加するが、いずれも2030年漁期にそれぞれの目標水準（SBmsyとMSY）に達しない。

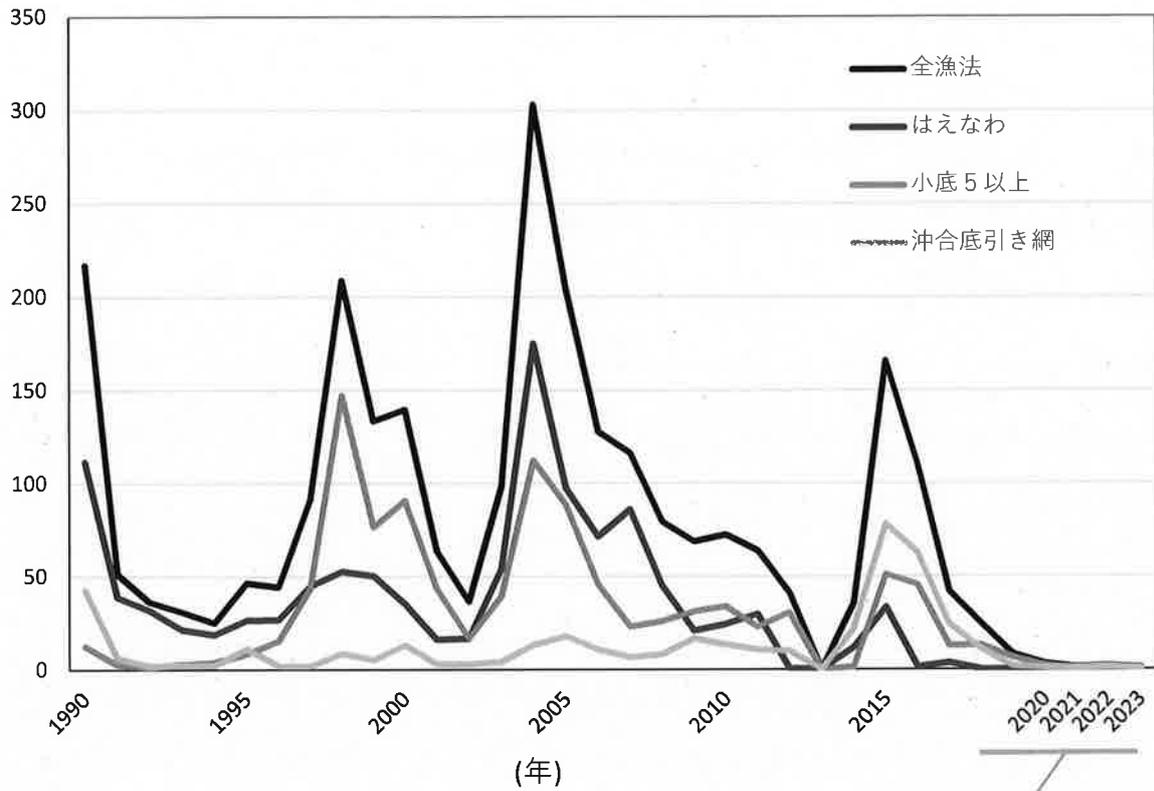
**将来の漁獲量 (万トン)**



■ 漁獲管理規則に基づく将来予測 ( $\beta=0.9$ の場合)  
 ■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測  
 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。  
 - - - - - MSY  
 - - - - - 目標管理基準値  
 - · - · - 限界管理基準値  
 ······· 禁漁水準

令和5年度魚種別資源評価(水産庁)

(ト) 茨城県における「まだら」の漁獲量（1990～2023年）



近年の漁獲量（全漁法）

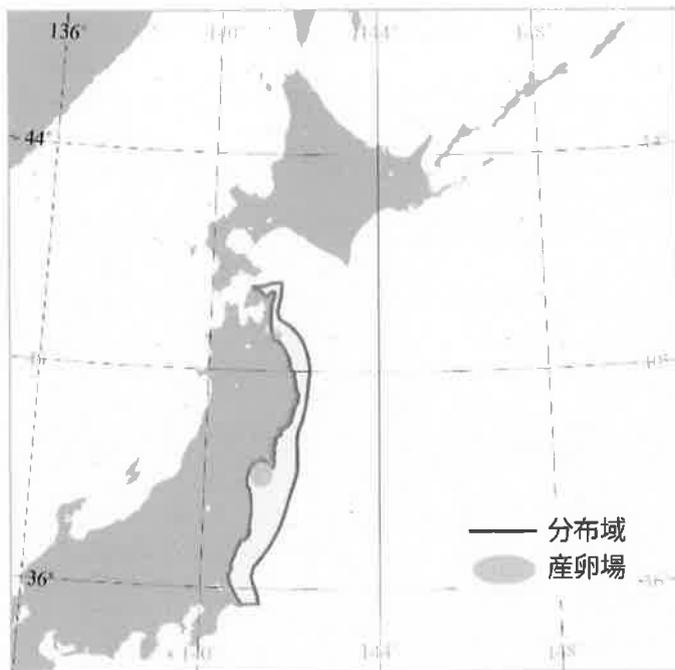
年	2019	2020	2021	2022	2023
漁獲量(ト)	8.2	3.1	1.2	1.9	0.8



# マダラ本州太平洋北部系群

R6 TAC意見交換会資料  
マダラ本州太平洋北部系群

マダラは北日本に広く分布し、本系群はこのうち本州太平洋北部沿岸に分布する群である。  
本系群の漁獲量や資源量は漁期年(4月～翌年3月)の数値。



## 分布域

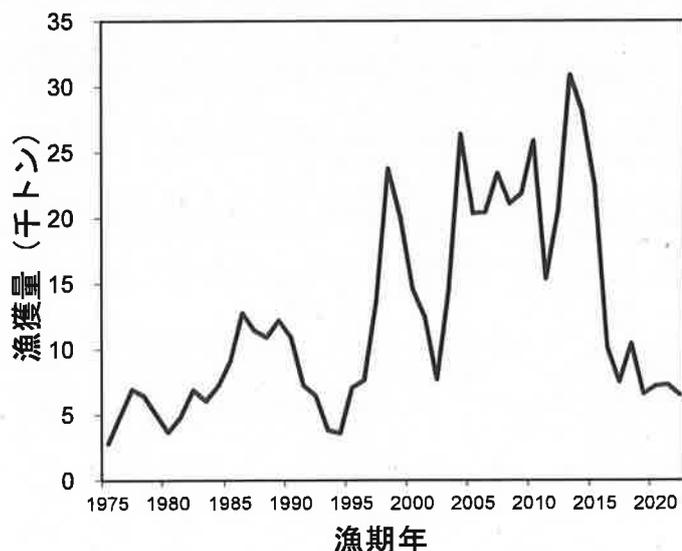
国内では、マダラは日本海、東シナ海北部、オホーツク海および茨城県以北の太平洋岸沖に分布しており、このうち青森県大間崎から茨城県沖に分布する群を本州太平洋北部系群としている。

産卵場は仙台湾および三陸沿岸各地にある

水深40～550mに分布しており、季節的な浅深移動を行う。

R6 TAC意見交換会資料  
マダラ本州太平洋北部系群

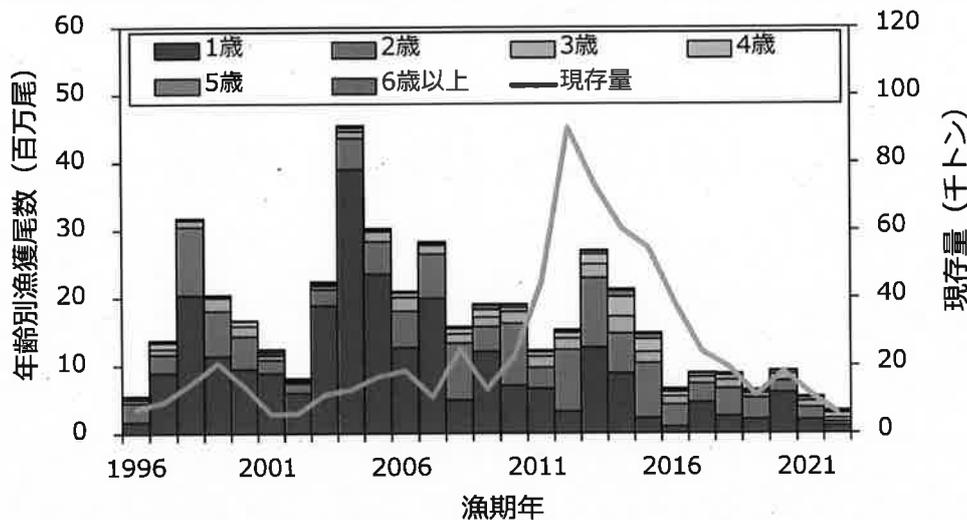
## 漁獲量



漁獲量には年による変動が大きい。近年では、2004年漁期以降多く、2013年漁期には、31千トンを記録した。その後減少し、2016年漁期には1万トン、2019～2021年漁期には6千～7千トンで2022年漁期も6.5千トンとなっている。



## 年齢別漁獲尾数とトロール調査で求めた現存量



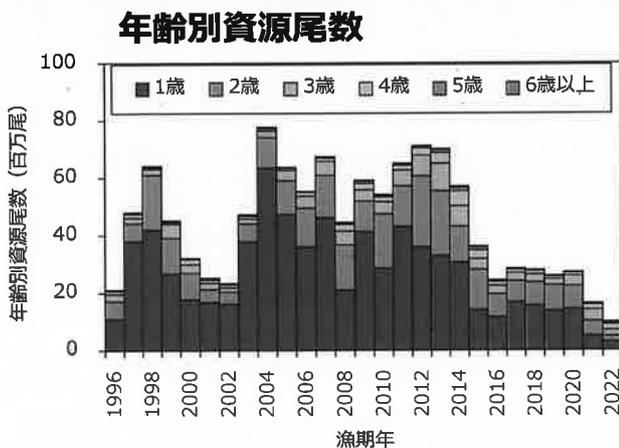
本系群では、漁獲情報（年齢別漁獲尾数）と調査船データで推定した現存量を用いて資源を評価している。

漁獲尾数は1歳魚（青）、2歳魚（橙）が中心であるが、近年は全体的に漁獲尾数が少なく、特に1歳魚が減少している。

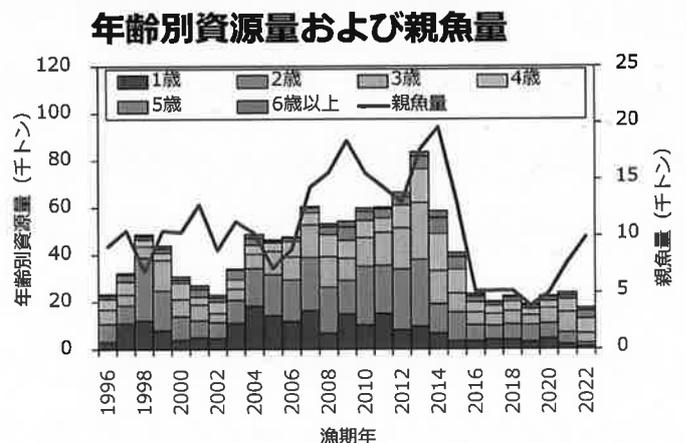
トロール調査から推定した現存量は、東日本大震災以降増加し、2013年漁期にピークとなったが、その後減少した。



## 年齢別資源尾数と資源量、親魚量



1歳魚（青）と2歳魚（橙）が中心だが、震災後の2012～2014年漁期には3歳魚（灰）と4歳魚（黄）も多かった。2015年漁期以降は全体に資源尾数が減少しており、特に1歳魚の減少傾向が顕著である。

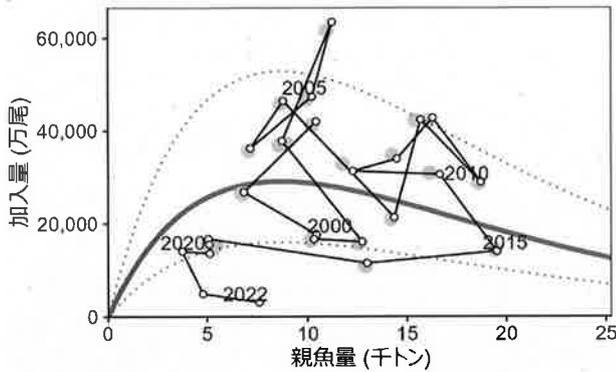


年齢別資源尾数に体重を与えて資源量を求めた。2004年～2014年漁期の資源量は多く、2013年漁期には84千トンに達した。その後急激に減少し、2019～2022年漁期には17千～24千トンとなった。

親魚量は2020年漁期以降増加している。

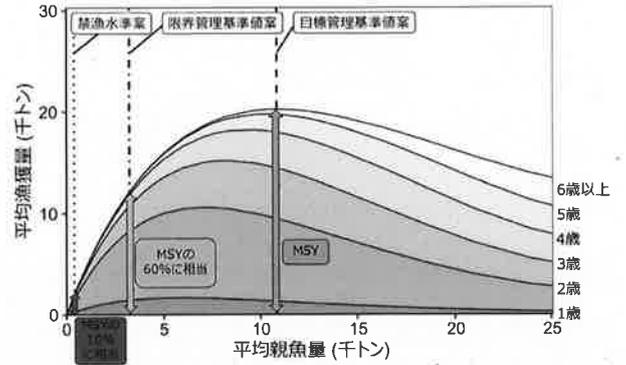


# 再生産関係、MSY、管理基準値案



## 再生産関係

過去の親魚量と加入量の関係には、加入量の変動傾向を考慮したリッカー型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。



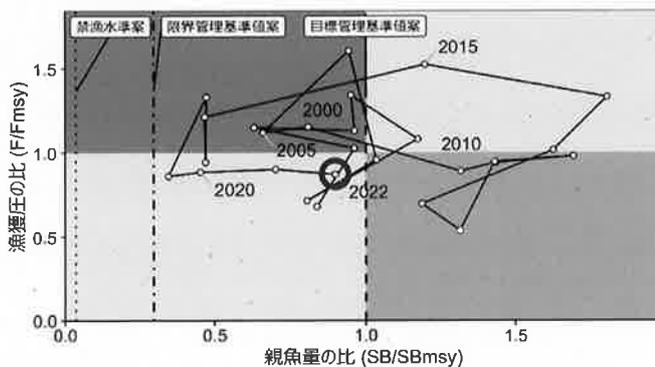
## MSY水準と管理基準値案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、10.9千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2022年漁期の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
10.9千トン	3.2千トン	0.4千トン	9.9千トン	20.2千トン	6.5千トン

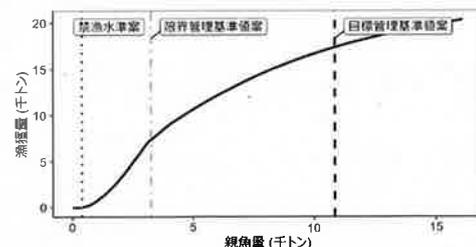
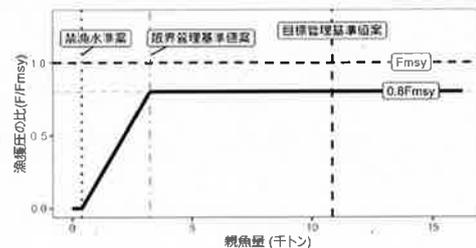


# 神戸プロット、漁獲管理規則案



## 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（F）は、1996年漁期以降、最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（Fmsy）を上回る年もあれば下回る年もあり、2019～2022年漁期には下回っている。親魚量（SB）は、2022年漁期を含む半分以上の年でMSYを実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。



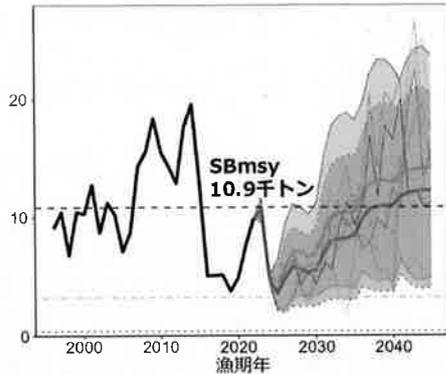
## 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である $\beta$ を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

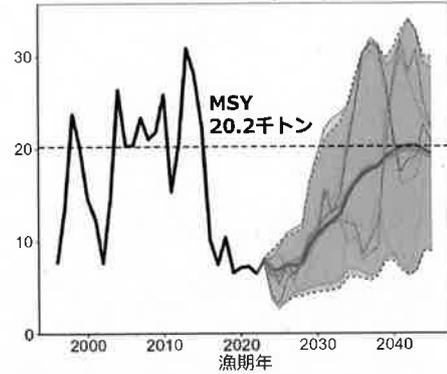


# 親魚量、漁獲量の将来予測

将来の親魚量 (千トン)



将来の漁獲量 (千トン)



## 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

加入量に近年の再生産関係の残差を考慮し、 $\beta$ を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量、漁獲量ともに増加し、親魚量の平均値はSBmsy水準を上回り、漁獲量の平均値はMSYに近づき、2039年漁期以降横ばいで推移する。

■ 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ( $\beta=0.8$ の場合)  
— 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (5千回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY  
- - - - - 目標管理基準値案  
- · - · - 限界管理基準値案  
..... 禁漁水準案



# 調整係数 $\beta$ を変化させたときの将来予測

将来の平均親魚量 (千トン)

2034年漁期に親魚量が目標管理基準値案 (10.9千トン) を上回る確率

$\beta$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	確率
1.0	9.9	10.7	4.8	3.3	4.8	5.6	5.2	4.6	5.0	6.4	7.0	6.9	6.9	13%
0.9	9.9	10.7	4.8	3.5	5.2	6.3	6.0	5.5	5.9	7.5	8.4	8.5	8.5	25%
0.8	9.9	10.7	4.8	3.8	5.7	7.1	7.1	6.7	7.0	8.8	10.0	10.4	10.4	41%
0.75	9.9	10.7	4.8	4.0	6.0	7.6	7.8	7.4	7.6	9.6	11.0	11.5	11.6	50%
0.7	9.9	10.7	4.8	4.1	6.3	8.2	8.5	8.2	8.4	10.4	12.1	12.7	12.9	59%
現状の漁獲圧	9.9	10.7	4.8	3.5	4.9	5.8	5.6	5.2	5.6	7.1	8.0	8.1	8.2	24%

将来の平均漁獲量 (千トン)

$\beta$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0	6.5	7.9	7.3	6.2	7.7	7.5	7.6	9.2	10.3	11.3	11.7	12.3	14.4
0.9	6.5	7.9	6.8	6.3	7.6	7.7	7.9	9.7	10.9	12.0	12.5	13.1	15.1
0.8	6.5	7.9	6.3	6.3	7.5	7.9	8.3	10.0	11.4	12.6	13.3	13.8	15.5
0.75	6.5	7.9	6.0	6.2	7.4	8.0	8.4	10.2	11.5	12.8	13.6	14.0	15.6
0.7	6.5	7.9	5.8	6.2	7.4	8.0	8.6	10.3	11.6	13.0	13.8	14.2	15.6
現状の漁獲圧	6.5	7.9	6.8	6.9	7.4	7.3	7.6	9.4	10.6	11.5	12.1	12.8	14.9

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 $\beta$ を0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧 (2019~2021年漁期の平均:  $\beta=0.90$ 相当) の場合の平均漁獲量と平均親魚量の推移を示す。2023年漁期の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2024年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 $\beta$ を0.75とした場合、2024年漁期の平均漁獲量は6.0千トン、2034年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は50%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



## 2024年漁期（7月～翌年6月）のABC案

### (a)直近3年間の月別漁獲割合を適用した場合

2024年漁期		月別平均漁獲量 (2024年4月～2025年3月)											
項目	平均漁獲量 漁期年計 (千トン)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
$\beta=1.00$	7.3	0.69	0.59	0.33	0.11	0.09	0.14	0.20	0.25	0.55	2.23	1.46	0.64
$\beta=0.80$	6.3	0.60	0.51	0.29	0.09	0.08	0.12	0.18	0.22	0.47	1.93	1.26	0.55
$\beta=0.75$	6.0	0.57	0.49	0.27	0.09	0.08	0.12	0.17	0.21	0.45	1.83	1.20	0.53
$\beta=0.70$	5.8	0.55	0.47	0.26	0.09	0.08	0.11	0.16	0.20	0.44	1.77	1.16	0.51
$\beta=0.60$	5.1	0.48	0.42	0.23	0.08	0.07	0.10	0.14	0.18	0.38	1.56	1.02	0.45
F2019-2021	6.8	0.64	0.55	0.31	0.10	0.09	0.13	0.19	0.23	0.51	2.08	1.36	0.60
月別漁獲量割合 (過去3年平均)		0.09	0.08	0.05	0.01	0.01	0.02	0.03	0.03	0.08	0.31	0.20	0.09

2025年漁期		月別平均漁獲量 (2025年4月～2026年3月)											
項目	平均漁獲量 漁期年計 (千トン)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
$\beta=1.00$	6.2	0.59	0.51	0.28	0.09	0.08	0.12	0.17	0.21	0.47	1.90	1.24	0.54
$\beta=0.80$	6.3	0.60	0.51	0.29	0.09	0.08	0.12	0.18	0.22	0.47	1.93	1.26	0.55
$\beta=0.75$	6.2	0.59	0.51	0.28	0.09	0.08	0.12	0.17	0.21	0.47	1.90	1.24	0.54
$\beta=0.70$	6.2	0.59	0.51	0.28	0.09	0.08	0.12	0.17	0.21	0.47	1.90	1.24	0.54
$\beta=0.60$	6.1	0.58	0.50	0.28	0.09	0.08	0.12	0.17	0.21	0.46	1.86	1.22	0.53
F2019-2021	6.9	0.65	0.56	0.31	0.10	0.09	0.14	0.19	0.24	0.52	2.11	1.38	0.60
月別漁獲量割合 (過去3年平均)		0.09	0.08	0.05	0.01	0.01	0.02	0.03	0.03	0.08	0.31	0.20	0.09



## 2024年漁期（7月～翌年6月）のABC案

### (b)直近5年間の月別漁獲割合を適用した場合

2024年漁期		月別平均漁獲量 (2024年4月～2025年3月)											
項目	平均漁獲量 漁期年計 (千トン)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
$\beta=1.00$	7.3	0.62	0.64	0.45	0.16	0.13	0.27	0.28	0.31	0.49	1.86	1.42	0.67
$\beta=0.80$	6.3	0.53	0.55	0.39	0.14	0.11	0.23	0.24	0.27	0.43	1.60	1.23	0.58
$\beta=0.75$	6.0	0.51	0.53	0.37	0.13	0.11	0.22	0.23	0.25	0.41	1.53	1.17	0.55
$\beta=0.70$	5.8	0.49	0.51	0.36	0.13	0.10	0.21	0.22	0.24	0.39	1.48	1.13	0.53
$\beta=0.60$	5.1	0.43	0.45	0.32	0.11	0.09	0.19	0.20	0.22	0.35	1.30	0.99	0.47
F2019-2021	6.8	0.57	0.60	0.42	0.15	0.12	0.25	0.26	0.29	0.46	1.73	1.32	0.62
月別漁獲量割合 (過去5年平均)		0.08	0.09	0.06	0.02	0.02	0.04	0.04	0.04	0.07	0.25	0.19	0.09

2025年漁期		月別平均漁獲量 (2025年4月～2026年3月)											
項目	平均漁獲量 漁期年計 (千トン)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
$\beta=1.00$	6.2	0.52	0.55	0.39	0.14	0.11	0.23	0.24	0.26	0.42	1.58	1.21	0.57
$\beta=0.80$	6.3	0.53	0.55	0.39	0.14	0.11	0.23	0.24	0.27	0.43	1.60	1.23	0.58
$\beta=0.75$	6.2	0.52	0.55	0.39	0.14	0.11	0.23	0.24	0.26	0.42	1.58	1.21	0.57
$\beta=0.70$	6.2	0.52	0.55	0.39	0.14	0.11	0.23	0.24	0.26	0.42	1.58	1.21	0.57
$\beta=0.60$	6.1	0.52	0.54	0.38	0.13	0.11	0.22	0.24	0.26	0.41	1.55	1.19	0.56
F2019-2021	6.9	0.58	0.61	0.43	0.15	0.12	0.25	0.27	0.29	0.47	1.76	1.34	0.63
月別漁獲量割合 (過去5年平均)		0.08	0.09	0.06	0.02	0.02	0.04	0.04	0.04	0.07	0.25	0.19	0.09

## 令和6年度のかじき釣り（トローリング）大会実施について

## 1 大会主催者

茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

大会会長：大井川知事、大会副会長：國井大洗町長・大谷ひたちなか市長  
 茨城県（事務局）、大洗町、大洗町商工会、一般社団法人大洗観光協会、  
 ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、ひたちなか市観光協会、  
 株式会社ユニマットプレシヤス、いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク

## 2 大会名称・日程

(1) 大洗カジキ BIG-1 カーニバル 2024

・令和6年7月から9月までの土曜日・日曜日・祝日（延べ30日）

(2) OARAI International Billfish Tournament 2024

(大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2024)

・令和6年8月30日（金）、8月31日（土）、9月1日（日）

## 3 大会海域

北端：36° 40' N

東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン  
 （宮城県金華山東端から189度に引いたライン）

南端：36° 00' N

西端：距岸12マイルのライン

## 4 大会根拠地

大洗マリーナ

大洗マリーナ以外に係留する船も参加  
 ただし、係留先は県内に限定



## 5 対象魚種

カジキ類のみ（他の魚種は全てリリース）

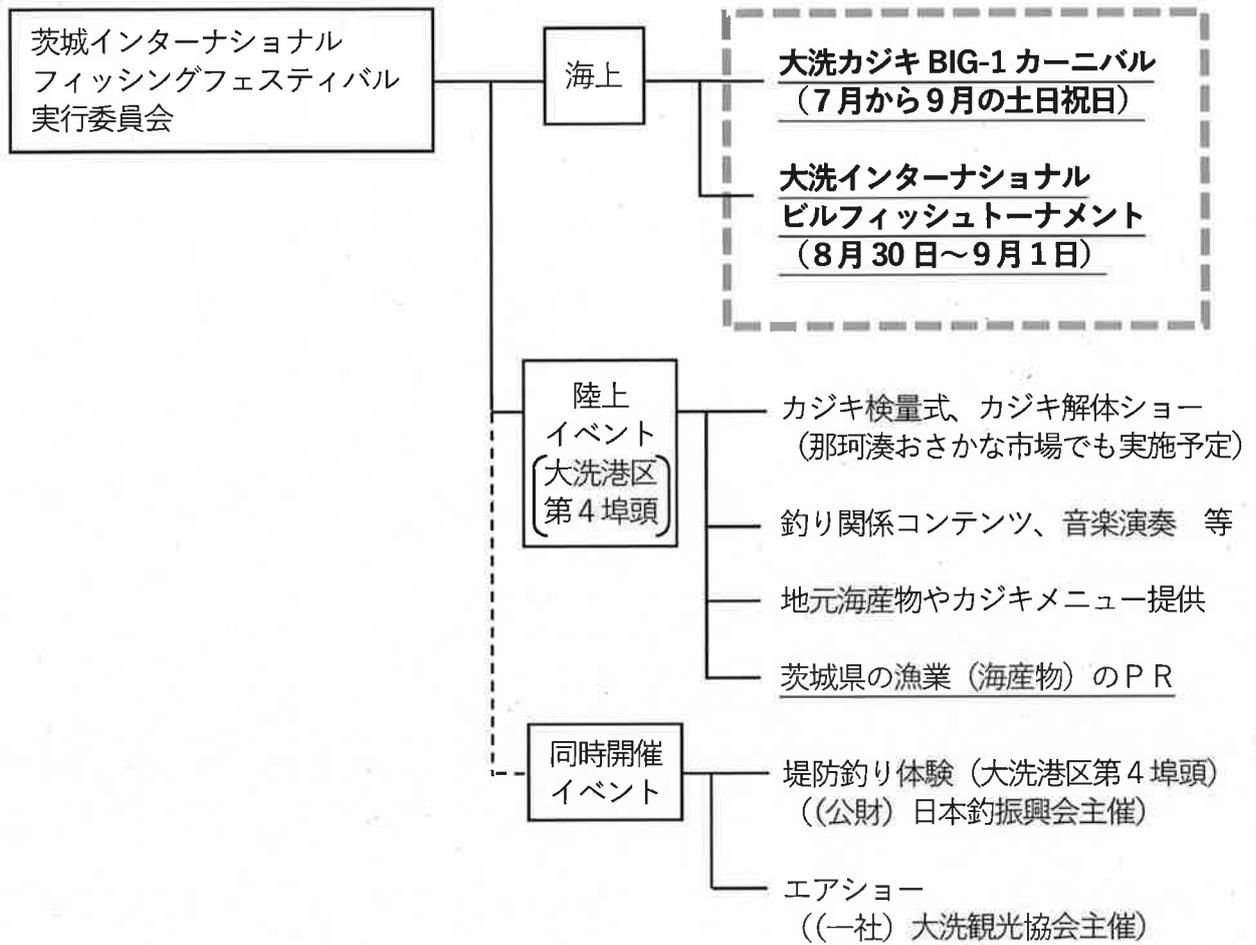
## 6 参加隻数

50隻程度（昨年度実績 BIG-1カーニバル：28隻、ビルフィッシュトーナメント：39隻）

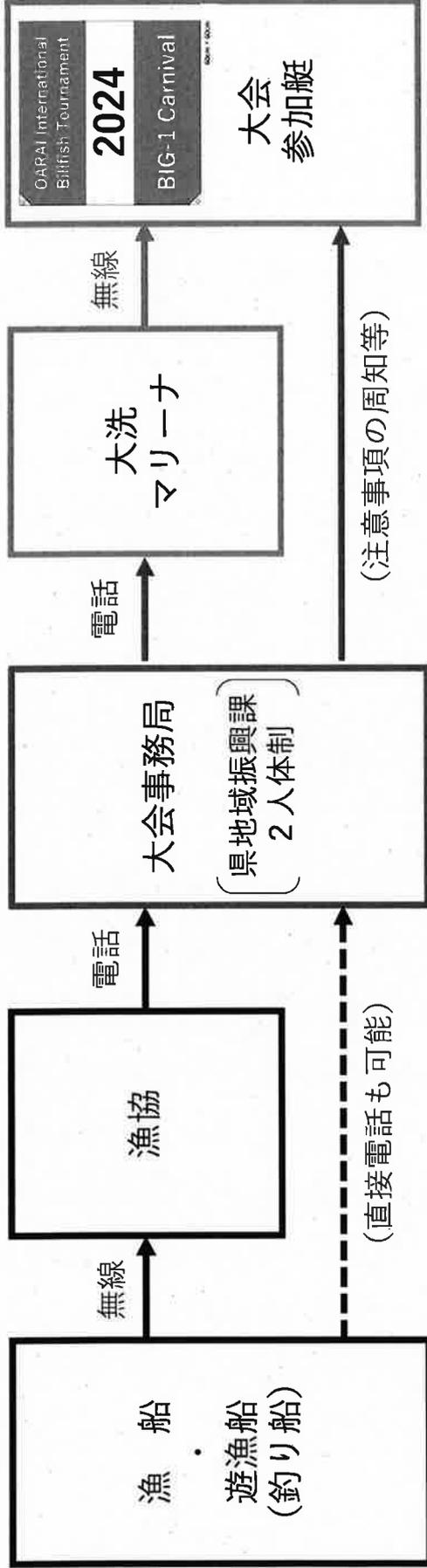
## 7 外国人参加

「OARAI International Billfish Tournament 2024」のみ外国人が数名参加予定  
 （日本人船長が操縦する日本籍船舶に乗船）

8 イベント全体のイメージ



# 大会当日の連絡窓口の設置



## 大洗カジキBIG-1カーニバル2024 開催要領

大会名称	大洗カジキBIG-1カーニバル2024
主催者	茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
大会日程 (茨城海区漁業調整委員会に申請し、承認を受けようとする日程)	【7月大会】1st stage 6日(土)・7日(日)・13日(土)・14日(日)・15日(月・祝)・20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日)
	【8月大会】2nd stage 3日(土)・4日(日)・10日(土)・11日(日)・12日(月・祝)・17日(土)・18日(日)・24日(土)・25日(日)・31日(土)
	【9月大会】3rd stage 1日(日)・7日(土)・8日(日)・14日(土)・15日(日)・16日(月・祝)・21日(土)・22日(日)・23日(月・祝)・28日(土)・29日(日)
大会海域	北端：36° 40' N 東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン (宮城県沖金華山東端から189度に引いたライン) 南端：36° 00' N 西端：距岸12マイルのライン
対象魚種	カジキ類のみ
参加費用	1チーム(1艇)につき50,000円 ※ 7月、8月、9月各月のエントリーもオールエントリーも同額
参加資格	外国籍の方はBIG-1に参加できません(永住者等を除く)。
設置義務	・通信可能なVHF(※F3E) ・有効なレーダー(※PON) ・AIS【Class B以上のもの】(※F1D) 上記を設置し、大会参加中は常時稼働させてください。(※無線局免許状での表記)
BIG-1出艇時の事前報告	BIG-1開催日ごとの参加艇を把握する必要があるため、BIG-1に出艇する際には、大会主催者が定めた方法で事前に報告していただきます。当日の飛び入り参加は禁止とします。 ※ 事前報告の方法については、申し込まれた方に後日メールにてURLを送付します。
表彰	最大魚・最多T&R・最多ランディングなど (ラインクラスハンデはありません。IGFALルール厳守の事)
申込方法	① 出場申込書 ② (別紙)法令等の遵守に関する誓約書 ③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶検査手帳の写し ⑤ 小型船舶操縦士免許証の写し ⑥ 無線局免許状(設置義務設備の記載のあるもの)の写し ①～⑥を、申込締切日までに下記申込先宛にFAX又は郵送でお申し込みください。
申込先	〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1104-3 大洗カジキミュージアム 宛 電話029-352-3273 ・FAX029-352-3273
申込締切日	<7月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切・・・6月10日(月) 選手名簿追加・修正〆切・・・6月22日(土) <8月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切・・・7月10日(水) 選手名簿追加・修正〆切・・・7月20日(土) <9月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切・・・8月10日(土) 選手名簿追加・修正〆切・・・8月17日(土)
参加費用振込先	筑波銀行 磯浜支店 普通 1035977 イバラキビルフィッシングトーナメントネットワーク 小野瀬太介 (各月の締切日までに入金をお願いします)
寄付金	大会参加費の一部を義援金として茨城県内の漁業団体等に寄付します。
釣果の寄付	BIG-1のカジキは売買しないことを条件に持ち帰ることも可能ですが、地域振興のため寄付をお願いしています。

## 大会参加にあたっての厳守事項

### (1) 茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて

※ 茨城県海面漁業調整規則や茨城海区漁業調整委員会指示などに記載された、茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて、概要をまとめたものです。

#### ① 採捕の基本条件の遵守

トローリングの承認	トローリングが認められるのは、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けたトローリング大会等のイベント参加者に限られます。 ※ 承認にあたり、漁業調整委員会から各種条件が付与されます。
海域	トローリングが認められるのは、「北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)」に限られます。 ※ 大会海域は、この範囲の中で別途設定されます。
期間・時間帯	トローリングが認められるのは、7月1日から9月30日までの土日祝日、かつ日の出から日没までの時間帯に限られます。
対象魚種	トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。
茨城県内からの入出港	大会に参加する際には、茨城県内のマリーナ等から入出港してください(茨城県内のマリーナ等を根拠地とすることが、大会の開催条件となっています)。
標識旗の掲示	大会に参加している間は、大会標識旗を船舶の見やすい箇所に掲示してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。
承認証の写しの携帯	大会に参加している間は、漁業調整委員会の承認証の写しを携帯してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。

#### ② 安全対策の遵守

AISの設置義務	使用する船舶にAIS(ClassB以上のもの)を設置し、大会において航行している間、常時稼働させてください。
漁業の妨げとなる行為の禁止	漁業船の操業及び航行の妨げとなる行為を行わないでください。
操業船との距離確保	漁船等の操業船と3マイル以上の距離をとって航行してください。
その他の安全対策	入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用を徹底してください。

#### ③ その他の遵守事項

反社会的勢力の排除	船舶所有者や船長、乗船者に茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者(※)を含む場合、大会に参加することはできません。 (※) 暴力団・暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
採捕実績の報告	出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を、採捕終了後速やかに大会主催者に提出してください。 ※ 航行記録については、コースプロッターやGPSプロッター等の出力データを印刷したもの、又は画面を撮影した画像データを提出してください(大会海域からの逸脱がないか客観的に把握するため)。

### (2) 競技部分以外の大会ルールについて

※ 競技部分のルールについては、申し込まれた方に別途お伝えします。

大会日程・大会海域	大会日程及び大会海域を厳守してください。
マリンVHF送受信機及びレーダーの設置	使用する船舶に通信可能なマリンVHF送受信機及び有効なレーダーを設置してください。
保険への加入	対人賠償・対物賠償を含む保険に各艇で加入してください。
採捕したカジキの扱い	採捕したカジキを売買することはできません。
くろまぐろに関する大会ルール	本大会の対象魚種はカジキ類のみです。意図せずくろまぐろが釣れた場合、大きさに関わらず全てリリースしてください。太平洋広域漁業調整委員会指示により、BIG-1の期間中にくろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止となった場合、禁止となった期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、船ごとに大会開催日数の半分以上とします。 ※ 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関するルールについては、太平洋広域漁業調整委員会指示をご確認ください。

# OARAI International Billfish Tournament 2024 開催要領

大会名称	OARAI International Billfish Tournament 2024 (大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2024)
主催者	茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
大会日程	2024年 8月29日(木) … キャプテン会議、前夜祭 30日(金) … 大会1日目 31日(土) … 大会2日目 9月 1日(日) … 大会3日目、表彰式&パーティー ※天候等により、中止となる場合があります。
大会海域	北端：36° 40' N 東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン (宮城県沖金華山東端から189度に引いたライン) 南端：36° 00' N 西端：距岸12マイルのライン
対象魚種	カジキ類のみ
参加費用 ※参加費用を賞金に 充てることはありません	<競技参加者> 1チームにつき35,000円 + <u>選手1人につき20,000円(小学生以下は5,000円)</u> ↓ ※ キャプテンを含めた出場選手全員分必要です <ゲスト参加者(船に乗るが競技に参加しない方)> 1人につき10,000円(小学生以下は5,000円) <パーティーのみ参加者(船に乗らない方)> 1人につき10,000円(小学生以下は5,000円)
参加資格	・1艇3名以上のチーム単位での参加とします。 ・本大会は、外国籍の方でも参加できる国際大会として開催予定です。ただし、遊漁船業登録をした日本船舶で、かつ日本人船長が操縦する船舶に乗船するなどの条件を満たす必要があります。外国籍の方(永住者等を除く)の参加を希望する場合は、必ず前もって大会事務局までお問合せください。
設置義務	・通信可能なVHF(※F3E) ・有効なレーダー(※PON) ・AIS[Class B以上のもの](※F1D) 上記を設置し、大会参加中は常時稼働させてください。(※無線局免許状での表記例)
ルール	IGFAルール
表彰・賞金	別途定めます
申込方法	① 出場申込書 ② (別紙)法令等の遵守に関する誓約書 ③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶検査手帳の写し ⑤ 小型船舶操縦士免許証の写し ⑥ 無線局免許状(設置義務設備の記載のあるもの)の写し ①～⑥を、申込締切日までに下記申込先宛に郵送、FAXまたはE-mailでお申し込みください。 ※大洗カジキBIG-1カーニバル2024出場にあたり既に②～⑥を提出済の方は、①のみ提出してください。
申込先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県政策企画部地域振興課内 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会事務局 宛 電話 029-301-2778 ・ FAX 029-301-2789 ・ E-mail chikei8@pref.ibaraki.lg.jp
申込締切日	申込書及び添付書類の提出〆切…7月29日(月) 名簿追加・修正〆切…8月5日(月)
参加費用振込先	常陽銀行 県庁支店 普通 1342153 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会 事務局長 菊池 正宏 イバラキインターナショナルフィッシングフェスティバルジッコウインカイジムキョクテウキクチマサヒロ 入金締切日：8月5日(月)
釣果の寄付	ランディングしたカジキは全量寄付となります。

## 大会参加にあたっての厳守事項

### (1) 茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて

※ 茨城県海面漁業調整規則や茨城海区漁業調整委員会指示などに記載された、茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて、概要をまとめたものです。

#### ① 採捕の基本条件の遵守

トローリングの承認	トローリングが認められるのは、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けたトローリング大会等のイベント参加者に限られます。 ※ 承認にあたり、漁業調整委員会から各種条件が付与されます。
海域	トローリングが認められるのは、「北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)」に限られます。 ※ 大会海域は、この範囲の中で別途設定されます。
期間・時間帯	トローリングが認められるのは、8月30日(金)から9月1日(日)までの3日間、かつ日の出から日没までの時間帯に限られます。
対象魚種	トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。
茨城県内からの入出港	大会に参加する際には、茨城県内のマリーナ等から入出港してください(茨城県内のマリーナ等を根拠地とすることが、大会の開催条件となっています)。
標識旗の掲示	大会に参加している間は、大会標識旗を船舶の見やすい箇所に掲示してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。
承認証の写しの携帯	大会に参加している間は、漁業調整委員会の承認証の写しを携帯してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。

#### ② 安全対策の遵守

AISの設置義務	使用する船舶にAIS(ClassB以上のもの)を設置し、大会において航行している間、常時稼働させてください。
漁業の妨げとなる行為の禁止	漁業船の操業及び航行の妨げとなる行為を行わないでください。
操業船との距離確保	漁船等の操業船と3マイル以上の距離をとって航行してください。
その他の安全対策	入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用を徹底してください。

#### ③ その他の遵守事項

反社会的勢力の排除	船舶所有者や船長、乗船者に茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者(※)を含む場合、大会に参加することはできません。 (※) 暴力団・暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
採捕実績の報告	出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を、採捕終了後速やかに大会主催者に提出してください。 ※ 航行記録については、コースプロッターやGPSプロッター等の出力データを印刷したもの、又は画面を撮影した画像データを提出してください(大会海域からの逸脱がないか客観的に把握するため)。

### (2) 競技部分以外の大会ルールについて

※ 競技部分のルールについては、申し込まれた方に別途お伝えします。

大会日程・大会海域	大会日程及び大会海域を厳守してください。
マリンVHF送受信機及びレーダーの設置	使用する船舶に通信可能なマリンVHF送受信機及び有効なレーダーを設置してください。
保険への加入	対人賠償・対物賠償を含む保険に各艇で加入してください。
採捕したカジキの扱い	採捕したカジキを売買することはできません。
くろまぐろの扱い	本大会の対象魚種はカジキ類のみです。意図せずくろまぐろが釣れた場合、大きさに関わらず直ちに海中にリリースしてください。

(通知案)

令和6年6月 日

沿海地区の漁業協同組合 様

茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会  
(事務局：茨城県地域振興課)

**IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL**  
**の陸上イベントへの出店について (ご案内)**

平素は、県事業への格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年のカジキ釣り国際大会にあわせて、一般客向けの陸上イベントを開催する予定ですので、沿海地区の漁業協同組合様の出店希望をお伺いします。

なお、今回のイベントは、茨城県の漁業や海産物をPRする場にしたいと考えており、県漁政課の協力により漁業等PRブースの設置なども検討しております。

- 1 イベント名称：IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL  
in Hitachinaka-Oarai Resort 2024
- 2 陸上イベントの日程：令和6年9月1日（日）  
(オープン時間：10時～16時頃)
- 3 陸上イベントの場所：茨城港大洗港区第4埠頭
- 4 出店の条件：①出店料無料 (売上納付金等なし)  
②各漁協とも1ブース（1テント）以内  
③テント（間口5.4m×奥行3.6m）やテーブル・イス・電源  
(コンセント1つ、1,500wまで) は実行委員会が用意

## 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会 概要

### 1 目的

日本で初めて外国人（永住者等を除く。）が参加するカジキ釣り国際大会を中心とする総合イベントを開催するとともに、当該総合イベントにおいて、カジキ釣り大会参加者以外にも魅力的なコンテンツを提供することにより、ひたちなか・大洗地域の魅力を国内外に発信し、インバウンドを含む新たな顧客層の獲得につなげていくことを目的とする。

### 2 主要な事業

- (1) 総合イベントの企画、開催、運営
- (2) 総合イベントの情報発信、情報提供
- (3) カジキを活用した地域振興策の検討、実施

### 3 大会会長、副会長

大会会長	茨城県知事 大井川 和彦
大会副会長	大洗町長 國井 豊
大会副会長	ひたちなか市長 大谷 明

### 4 構成団体（◎委員長、○副委員長、●監事）

団体名	職・氏名
茨城県	政策企画部地域振興課長 原 辰幸 (○)
大洗町	副町長 関 清一 (●)
ひたちなか市	副市長 吉富 耕治
大洗町商工会	会長 山戸 章弘
ひたちなか商工会議所	会頭 柳生 修
一般社団法人大洗観光協会	会長 大里 明
ひたちなか市観光協会	会長 海野 泰司
いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク	武藤 大志郎 (◎) 伊東 和幸 (○)
株式会社ユニマットプレシヤス	大洗マリーナ支配人 中川 一浩

### 5 事務局

茨城県政策企画部地域振興課内

（事務局長・茨城県政策企画部地域振興課ひたちなか整備室長）

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

令和6年6月7日

茨城海区漁業調整委員会事務局

1 開催期日・場所

(1) 期日 令和6年5月17日(金)

(2) 場所 アジュール竹芝(東京都)

※本県からは、高濱会長及び久保田事務局長が出席。

2 議事

(1) 令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

(2) 令和6年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

(3) 協議事項(中央要望活動)

(4) 次期通常総会の開催地について

3 結果

全ての議案について、原案のとおり可決された。

## 第 3 号 議 案

### 協議事項（要望活動）

#### 令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後3年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産動植物の採捕許可、流通の取扱いなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサ

イル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱いています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質検査による安全性の確認を継続し、情報発信による風評払拭を懸命に行っていた中、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、中国などによる日本産水産物輸入停止により、全国に新たな影響を及ぼす事態になっております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和6年5月17日の第60回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和6年5月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 今野智光

## 新規要望項目

- 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援  
(Ⅱ 1 違法操業の取締強化等)
- 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について  
(Ⅲ 1 クロマグロ資源の適正利用)
- 3 いか釣り漁具被害対策  
(Ⅲ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置)
- 4 クロマグロ遊漁制度  
(Ⅲ 3 遊漁者等の操業自粛措置)
- 5 海上大規模開発事業の関係者説明  
(Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について)
- 6 遊漁者に対する環境保全対策  
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発  
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化  
(Ⅶ 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止)

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

### 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について

大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

### 3 いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害への対策を講じること。

### 4 クロマグロ遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

### 5 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

### 6 遊漁者に対する環境保全対策

遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

### 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発

より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

### 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化

無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。 【新規】

### 2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

### Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

#### 1 クロマグロ資源の適正利用

##### ①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

###### ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。

###### イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

##### ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

###### ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁

業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合わせて検討すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 【新規】

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配

慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

#### イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

#### ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

### ② 混獲回避及び適切な数量管理

#### ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

#### イ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

### ③ 混獲回避、減収に対する支援制度

#### ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

#### イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、

各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

#### ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

#### エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

#### オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

#### カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。 【新規】

### ④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 3 遊漁者等の操業自粛措置

### ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

### イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

### ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

【新規】

## IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和5年3月、北太平洋漁業委員会（NPF C）で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるTAC、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたもの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

### 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

#### ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

#### ②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

#### ③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

#### ④海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

#### ⑤ 沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

### 2 マサバ太平洋系群の適正利用

#### ① 大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。

我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

#### ② 海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定

目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

#### ③ 漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施

漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

### 3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の

大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

#### 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

#### 5 沖合漁業の操業秩序の確立

##### ①VMS情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

##### ②VMSを有効に活用した取締強化

VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。

禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

##### ③AISの利用普及

AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

#### 6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。  
審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。 【新規】

## V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

#### ①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

#### ②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

### 2 新たな資源管理措置等

#### ①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の

高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

#### ② TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

#### ③ 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

#### ④ 地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

#### ⑤ 正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

#### ⑥ 定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

## VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

### 1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。

## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

### ①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

### ②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船の P I 保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

### ③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国の E E Z 内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りが T A C 魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

### ④中国漁船の日中暫定水域や E E Z 内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

#### ⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、ロシアとの漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め 4 種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対口交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。

地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

#### ⑥EEZ 内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

#### ①領海及び EEZ 内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

#### ②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

#### ③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入

域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

#### ④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

#### 4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているさんご網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

## Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

### 1 遊漁と漁業の調整

#### ①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 【新規】

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 【新規】

## ②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

## ③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

## ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

## 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

### ①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

### ②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

【新規】

### 3 ミニボート等による危険行為の防止

#### ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

#### ②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

#### ③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

令和6年6月7日  
茨城県農林水産部漁政課

## 児童の釣り体験に係る特別採捕許可について

### 1 経緯

(公財)日本釣振興会茨城県支部等が主催となり、茨城港大洗港区内岸壁において、栃木県内の小学校児童を対象とした釣り体験を以下のとおり企画している

日 時：令和6年7月18日(木) 午前9:00~12:00

場 所：茨城港大洗港区第四ふ頭岸壁

主催者：(公財)日本釣振興会茨城県支部

栃木県大田原市立須賀川小学校

参加者：栃木県大田原市立須賀川小学校 児童30名・教員10名程度

(公財)日本釣振興会茨城県支部員 数名

方 法：同港区第四ふ頭岸壁からの竿釣り(まき餌を使用)

使用する釣具等は、日本釣振興会茨城県支部が児童へ貸与

### 2 特別採捕許可の発給について

#### (1) 茨城県海面漁業調整規則におけるまき餌の制限

第41条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 竿釣り及び手釣り(まき餌釣を除く。)

第2号以下略

#### (2) 特採発給の背景及び理由

平成14年の水産庁長官通知において、遊漁としてのまき餌釣は、一般的な方法として定着している実態があることから、全面的な禁止によらず、必要に応じまき餌釣の禁止区域を別途規定するなど、都道府県ごとの実情に合わせた制限へ移行するよう指導が出ている。

本件については、教育実習の一環として、児童が海釣りを体験するとともに、陸上からまき餌を使用した釣りを行うことで、水域環境や水産動物の釣獲にどのような影響があるか把握するためのデータが得られ、今後の規制案の検討に有用であること、また体験場所となる水面が漁業権漁場外の閉鎖水域であり、漁場への影響が直接的に及ばないと判断されることから、特別採捕許可により対応することとした。

#### (3) 特採の条件等

特別採捕許可の発給にあたり、採捕従事者に対し以下の通り条件を付すとともに、実績報告等の方法を指定する。

<条件>

①まき餌の使用量上限は1kg/人・日とする。

<実績報告等>

①主催者は、まき餌の種類及び使用量を記録するとともに、採捕した水産動物について、魚種ごとに採捕尾数の計数及び総重量の測定を行い、県に採捕実績を報告する。

②主催者は、まき餌の使用の前後において、当該水域において水質調査を実施し、その結果を県に報告する。